

19 大山林地主の成立とその形態

—— 和歌山県日高郡を対象として ——

相良英輔

19 大山林地主の成立とその形態

——和歌山県日高郡を対象として——

相良英輔

はじめに

大山林地主の成立過程についての研究は、これまでも奈良県吉野地方、和歌山県東牟婁郡（熊野地方）、三重県尾鷲地方、静岡県天竜川流域などを対象にしてすすめられてきた⁽¹⁾。しかしながら、山林地主の所有する林業関係資料が今まで実務上有用であるという特殊性もあって、具体的経営資料の公開が難しく、一部を除いて、多くは概要しか明らかになされていないのが実情である。それ故に、山林地主の研究における今後の課題としては、山林集積をなさしめた資本の性格を具体的に明らかにするために、山林地主の家産の全貌を知りうる経営簿の分析がぜひとも必要である。本稿は、ささやかながらその課題にこたえようと試みたもので、和歌山県御坊市において材木問屋から七三〇町歩の山林地主に成長した塩路家の経営簿を分析し、その山林集積過程をみ、さらに山林投下資本の性格を明らかにしようとした。

一 日高郡の林業と御坊の大山林地主

日高郡は、竜神村、美山村の森林地帯をかかえ、日高川口御坊を材木の集散地とし林業のさかんな地域である。しかしながら、新宮を材木の集散地にもつ東牟婁郡⁽²⁾、田辺を備長炭⁽³⁾の集散地にもつていた西牟婁郡の林業研究に比して、日高郡の林業研究はほとんどなされていない⁽⁴⁾。日高郡における本格的な林業の発展は、静岡県天竜地方、徳島県木頭地方と同じく明治以降である。特に杉、檜などの造林は日清戦争後から大正中期にかけて主に行われている。しかし、明治の一〇年代に原生林の伐採によって、材木が日高郡の特産物となっていたことはまちがいない。

第一表は、一八八二年（明治一五）、御坊・日高川口の名屋浦における移出入物品をみたものである。移出価格をみると、材木が圧倒的に多い。日高郡は、薪炭材、木炭も材木に劣らず多額を産しているのであるが、これらの多くは、産地である竜神、美山から直接田辺へ送られ、材木は日高川によって御坊へ運ばれた。移入品の中でもっとも価格の大きいのは、農業肥料用の鯀粕である。御坊の港は、主に材木を移出し、鯀粕を移入していたのであり、材木と鯀粕の流通によって御坊の商業資本の多くは成長していった。

第1表 1882年（明治15）日高郡名屋浦移出入物品

移 出 品			移 入 品		
物 品	移 出 量	移 出 価	物 品	移 入 量	移 入 価
蠟	28,750斤	3,738円	酒	90石	1,170円
木綿糸	19,300斤	2,016	素麵	3,500貫	1,148
晒葛	28,800斤	2,592	実綿	2,500貫	1,225
醬油	169石	2,197	木炭	50,000俵	8,500
木材	3,000,000本	29,700	油	54石	1,404
米	1,500石	10,500	鯀粕	43,500貫	9,540

備考 『県統計』による。

第2表 県および日高郡における用材の生産量とその価額
(私有林のみ)

年次	県 (A)			日高郡 (B)		日高郡の 百分比 ($\frac{B}{A} \times 100$)
	生産量	生産価	単価	生産量	生産価	
1897(明治30)	2,295,153 ^本	1,664,312 ^円				
1898(" 31)	1,366,260	806,767		155,433 ^本	64,941 ^円	
1899(" 32)	2,526,807	1,231,787		118,660	133,775	
1900(" 33)	4,889,209	1,317,255		83,870 ^本	26,486 ^円	
1901(" 34)	尺 ^ノ 569,668 ^本	608,366	1.07 ^{円 錢}	尺 ^ノ 49,805 ^本	42,047	9%
1902(" 35)	" 372,996	652,500	1.75	47,699	48,058	13
1903(" 36)		587,249		117,718	27,852	
1904(" 37)	" 696,661	950,410	1.36	175,967	88,095	25
1905(" 38)	" 449,414	629,834	1.40	37,102	79,081	8
1906(" 39)	" 549,163	980,769	1.79	45,767	115,102	8
1907(" 40)	" 608,491	1,153,877	1.90	90,848	213,261	15
1908(" 41)	" 585,517	1,185,327	2.02	141,682	291,850	24
1909(" 42)	" 673,015	1,508,727	2.24	122,252	254,382	18
1910(" 43)	" 631,588	1,695,148	2.68	67,209	112,856	11
1911(" 44)	" 511,435	1,442,725	2.82	75,495	151,133	15
1912(大正元)	" 870,435	1,771,163	2.03	69,083	83,553	8
1913(" 2)	" 411,293	1,003,895	2.44	40,890	64,861	10
1914(" 3)	" 241,563	573,528	2.37	38,380	46,360	16
1915(" 4)	364,022 ^石	792,208	2.18	93,668 ^石	128,523	26
1916(" 5)	573,772	1,387,343	2.42	98,293	134,198	17
1917(" 6)	864,759	2,381,009	2.75	136,860	291,051	16
1918(" 7)	1,122,783	3,640,986	3.24	93,519	241,643	8
1919(" 8)	1,355,387	7,877,087	5.81	99,669	359,837	7
1920(" 9)	410,902	2,267,055	5.52	56,735	211,780	14
1921(" 10)	567,861	3,108,059	5.47	58,573	206,258	10

備考 尺^ノ1本=10片=1.32石, 1石=0.278m³。『県統計』による。

第二表は、県と日高郡における用材の年次別生産量と生産価格である。日高郡での林業の本格的発展は、日清戦争を契機にしており、戦争によって材木価格が急騰し、その後も企業勃興、鉄道敷設などによって建設資材、枕木などの材木需要が増大して高価格を維持した。この材木ブームの中で、高利潤を得た材木問屋は、山林を集積し、原生林を伐採して杉・檜などを植林し、大正中期までに人工造林が進展していく。戦後の不況の到来で材木需要は一時停滞するが、日露戦争を契機に再び増大し、さらに第一次大戦を契機にした材木価格の急騰、需要の増大で、材木問屋は山林地主は確固たる地位を築くことになる。

日高郡奥地の竜神、美山から伐採された材木は日高川によって運ばれ、川口の御坊から阪神方面へ移出された。御坊には材木問屋が簇生し、彼らの何人かは大山林地主に成長していった。一方、鯖粕や砂糖をとりあつかう商業資本らも大山林地主に成長していった。

第三表は、今日の御坊市内居住大山林地主の山林所有規模を示したものである。野村・園・橋本の三家は明治初・中期から肥料商を営みながら耕地地の集積をおこない、大地主として資産を形成してきた。橋本家・野村家は他に砂糖商をも営んでいた。日高郡は甘蔗の主要産地で、『和歌山県史料』によると、一八七七年（明治一〇）の日高郡特有産物の価格は、木炭について甘蔗が多い。この甘蔗を原料とした砂糖の問屋をも橋本・野村両家は営んでいた。橋本家は、

第3表 御坊市内大山林地主所有地別山林所有面積(1966年<昭和41>)

氏名	美山村	竜神村	その他	計
川瀬 浩一	30 ^{町歩}	1,272 ^{町歩}	54 ^{町歩}	1,356 ^{町歩}
中川 藤吉	1,198	170	—	1,368
塩路 永二	200	540	—	740
野村 又兵衛	17	425	106	548
園 喜太夫	—	579	131	710
橋本 太次兵衛	54	243	148	445

備考 美山村、竜神村は実測、その他は台帳面積。『統日高郡誌』上巻によったが、塩路家については訂正した。

一八九〇年（明治二三）「貴族院議員多額納税者互選人名簿」によると、直接国税納税額が県下で第一位であるが、一八九七年（明治三〇）には第一位になり、九八五円を納めている。そのほとんどは地租であるが、耕地所有規模は一八八七年（明治二〇）で七八町歩⁶となり、県下第一位である。野村家は一八九七年（明治三〇）の「貴族院議員多額納税者互選人名簿」では県下第八位の多額納税者で、七三〇円の直接国税を納めている。耕地所有規模は一八八七年（明治二〇）で三二町歩である。園家は江戸中期からの廻船問屋としても有名であるが、一八八七年（明治二〇）の耕地所有規模は一五町歩である。

塩路・川瀬・中川の三家は、材木問屋として資産形成してきた家である。一九〇〇年（明治三三）一二月「日高木材業組合」が一一名の組合員で組織されるが、上記三家は、明治・大正期の大山林地主上田金兵衛家と共に有力組合員である。上田金兵衛家は樽屋と号し、橋本家と並び称された資産家である。幕末からの材木商として知られ、明治二〇年代から四〇年代までに日高川流域、奈良県下北山などの山林五〇〇町歩以上、耕地五〇町歩を集積した。一八九七年（明治三〇）「貴族院議員多額納税者互選人名簿」によると、橋本家について県下第二位の多額納税者である。しかし昭和初期の不況期を経て七年に山林のほとんどを売却した。中川家はこの時その一部を購入し、大山林地主としての地位を築いた。川瀬家は一九一〇年（明治四三）に八五〇町歩の山林を購入して大山林地主となった。塩路家は肥料商・材木商を営んで資産を形成し、一八九七年（明治三〇）には当主彦七は初代御坊町長になっている。塩路家は日清戦争直後から大正期にかけて山林の集積をおこなっているが、材木問屋経営と共にのち詳述する。

このように、材木問屋から山林地主へ成長していくのは一つの典型的形態であるが、材木問屋は伐木の販売を通して山元への影響を強めていった。特に問屋の前貸制に依存する専業の伐出業者⁷仕出人に対しては、その資本力を背景に支配を強化していった。そこで一九〇〇年（明治三三）に組織された「日高木材業組合」の「規約⁸」と「組合内規

約」から材木問屋の性格をみ、さらに材木問屋と仕出人との関係をも明らかにしておきたい。組合は筏流のための川の破石、筏繫留場の新設や修繕などの共同出資も重要な任務としたが、「規約」は仕出人統制を最も重視している。

「規約」の一九条では「他の組合員已に仕入の契約を為し又は売買の契約有るものに対しては更に仕入又は売買の契約を為すことを得ず」とある。これは仕出人が複数の材木問屋と取り引きすることを禁じたものである。これにより仕出人は常に定まった材木問屋との取り引きを強いられた。そして材木の取り引きは仕出人から材木問屋への委託販売の形態になり、仕出人の立場を弱めた。さらに莫大な資本を要する仕出人の伐り出しが、多く問屋の前貸制に依存していたため、当然問屋の仕出人への支配は強まったのである。また仕出人は山元での有力者である場合が多く、問屋は仕出人を通して山元への影響を強めた。

次に「組合内規約」をみてみたい。第一条に「仕出人より直接組合外の者へ仕出木材の売却を為したるときは、組合員は其者に対して一切取引を拒絶するものとす」とある。組合員と取り引きしている仕出人が、第三者である山林地主の立木の伐り出しを扱った場合でもその材木を組合員外の者と取り引きすることを禁じた。第二条では、組合を通さずに直接仕出人より材木を購入する第三者がいた場合、組合員は一切その者との取り引きを拒否するとしている。さらに第三条では、その第三者と関係した「船方」との取り引きをも中止し、同じくその「仲仕人夫」の雇用もなしなという。こうした厳しい規制によって、材木が組合員材木問屋を通して取り引きされるようにした。第四条では「組合員は仕出人より送付し来りたる木材を他へ売却したるときは該材木手数料として仕入材に付いては金高百分ノ十、仕入なき材木に付ては金高百分ノ五を徴収するものとす」とある。材木問屋が山元で仕入れた立木を仕出人が送付してきた場合の問屋口銭は一割で、第三者の材木の問屋口銭は五分とするというものである。問屋口銭の率も組合で定めたのである。第一六条では、「伐賃」、「出し人夫賃」、「筏乗下賃」、「挽賃」、「流木留賃」、「仲仕人夫賃」、「運

賃」なども臨時協議のうえ定めることにしている。材木問屋が直営で伐り出しをする場合に雇用する林業労働者全般の賃金も組合によって協議された。第一八条では、第三者が材木売買について組合員に木主を斡旋し、売買契約が成立した場合、第三者の口銭は契約高の二分としてゐる。

仕出人は山元で山林労働者を組織することのできる有力者であったが、伐り出しには莫大な資金を要したため、材木問屋からの前貸制に依存せざるを得なかった。第一九条では、仕出人に対する仕入貸与金の利息は一月一分七厘となつてゐる。

それでは次に「仕出人組合」の性格をみてみたい。竜神村に合併する以前の上山路・中山路・下山路・竜神の四か村と、美山村に合併する前の寒川村の計五か村の材木仕出人一九人で組織している「山路材木仕出人組合」は、一九〇五年（明治三八）一〇月「規約」を制定し、その第五条では必要に応じて次のような件については協定することになっている。

- 一、木材柚賃及出シ日雇賃、筏乗賃等ノ標準価格ヲ定ムルコト
- 一、労働者雇入ノ際注意スヘキ要件
- 一、流木取締リニ関スル件
- 一、日高川口問屋業者ト諸種ノ規約ヲ結ブ件
- 一、其他必要ナル事項

以上である。また、既定事項として、第一に柚人及び出し日雇とも元抱え主の承諾なしに使用しないこと、第二に仕出人、問屋業者とも川筋において流木の節、追極印または伐り判等一切してはならない、第三に、仕出人は日高川口において仕出し材木を問屋業者を通さずして小売してはならない、第四に、問屋業者は山方において伐採山および

山主の製材等を仕出人を通さず直接買い取ることはできない、但しすでに着手中のものはこの限りでない、としている。第四の間屋業者に関する件については、「規約」第六条で組合組織を背景に問屋に同意の署名を求めることにしている。「規約」は仕出人自らの地位を守るためのものであるが、組合組織を統制すると同時に、材木問屋に仕出人の仕事をおびやかすことのないよう要求している点が注目される。

大山林地主の性格を論じて、材木問屋と仕出人に言及してきた。木材の伐り出しには莫大な資本を必要とする。材木問屋はその資本力を背景に仕出人などを通してしだいに山元への影響を強め、山林集積の契機をつかんだ。かくて材木問屋から大山林地主への成長は一つの典型的なコースとなったのである。

それでは次に塩路家を例に材木問屋の山林集積過程をみ、さらに材木問屋としての経営の実態をみてみたい。

二 塩路家の山林集積過程

御坊市の代表的大山林地主塩路家に残されている資料は一九〇二年（明治三五）から一九一九年（大正八）までのものである。したがって一九〇二年（明治三五）以前の塩路家の山林集積過程を詳細に知ることはできない。今日の塩路家は明治維新前後に彦兵衛から分家した彦七が初代である。本家彦兵衛は一八四〇年（天保一一）の資料に日高郡総屋惣代としてでてくる。近世における紀州総糸は五畿内木綿織の多くがこれを用いるほどの産物であったが、なかでも日高郡の総糸は京都では本座総と呼ばれるほど紀州諸郡中でも群をぬくものであった。しかし日高郡の総糸は明治一〇年代に安い洋糸の輸入によって衰微した。総糸の衰微する以前に彦兵衛から分家した彦七は、相当の財産分与を受けたとおもわれるが、明治三〇年代には肥料・材木を扱う有力商人となっている。一八九七年（明治三〇）には、御坊町初代町長になっているから、すくなくとも明治二〇年代にはすでに御坊における有力資産家であったとお

もわれる。一九〇〇年（明治三三）四月には、御坊の有力資産家野村又兵衛・藺喜太夫・川瀬九助・崎山藤次郎ら五名で日高肥料合名会社を設立している。資本金三万円（のち六万円）であった。⁽⁸⁾しかし塩路家は数年後にはこの会社から手を引いている。そして三〇年代後半から材木商を専らとして資本蓄積しながらやがて大山林地主となっていた。彦七は一八四三年（天保一四）ころの生まれで、一九三〇年（昭和五）没しているが、彼によって材木問屋の事業がおこなわれたのは一九〇七年（明治四〇）ころまでで、その後は一八七八年（明治一一）生まれの三男淳之助が受けついでいる。彦七の事業は、立木の伐採、搬出・流送をすべて伐採人、仕出人に請け負わす方法をとっている。しかし淳之助はこれをすべて直営でおこなうようにした。一九〇七年（明治四〇）には彼は田端春三・田端昇平らと株式会社日高製材所を資本金一〇万円⁽⁹⁾で設立し、製材事業も手がけている。

今日塩路家の山林所有規模は、竜神村殿垣内（小口と小森）に二三〇町歩、同村小又川に三一〇町歩、美山村川上の妹尾山に二〇〇町歩、合計七四〇町歩である。これら山林の集積過程と植林状況をみるために第四表、第五表を掲げた。塩路家が最初に購入した山は美山村川上添ノ川（妹尾山）の五四町歩で、一八九六年（明治二九）までに購入し、翌年から植林をはじめている。年々少しずつ原生林を伐採しながらその跡に杉・檜を植林していったものとおもわれる。一九一三年（大正二）に植林を終えているが、一町歩当たり六〇〇〇本の植林とすると、少ない年は一九一三年（大正二）の二町歩たらず、多い年は一九一〇年（明治四三）、二二町歩に植林している。一九〇二年（明治三五）には同村川上花尻に一二五町歩の山林を購入、一九〇四年（明治三七）から杉・檜の植林をはじめ、一九一六年（大正五）に終えている。八一万本の植林は一町歩当たり六五〇〇本となる。一九〇九年（明治四二）から一九一四年（大正三）までもっとも多く植林し、少なくとも一〇町歩、多い年は二〇町歩に植林している。

美山村川上の二〇〇町歩の植林によって塩路家は大山林地主の基礎を築いた。はじめて山林を購入した一八九六年

第4表 塩路家年次別所有山林評価額

年次	所有山林評価額	主な購入山林
1896(明治29) 1897(" 30)		○ } 川上添川 町 畝 (美山村) 54.0.4
1898(" 31) 1899(" 32) 1900(" 33) 1901(" 34)		
1902(" 35) 6月決算	11,840 円	○ 川上花尻 町 反 畝 円 125.4.6 (3,000)
1903(" 36) 5月	7,950	
1904(" 37) 8月	16,694	
1905(" 38) 1906(" 39)		
1907(" 40) 6月	11,570	中津村船津 町 12
1908(" 41) "	12,000	川辺町若野 町 6
1909(" 42) "	20,000	龍神村殿垣内地上権 5か所 " 小又川共有株 町 歩 4.5 の 46
1910(" 43) "	25,000	
1911(" 44) "	38,400	" 上道 町 反 畝 2.5.1
1912(大正元) 9月	52,708	○ " 小又川地上権 町 歩 340
1913(" 2) "	56,692	○川上花尻 町 歩 12 (1,521)
1914(" 3) "	62,743	
1915(" 4) 6月	62,740	○竜神小口 町 反 畝 7.4.9 同小森 町 反 4.5
1916(" 5)		
1916(" 6)		○竜神小森 町 歩 30
1918(" 7) 3月	109,543	" 小口 町 反 3.5 (地上権)
1919(" 8) 1月	142,218	○9月竜神小口 町 歩 200 (122,400)
1920(" 9)		
1924(" 13)		○川上添ノ川 町 歩 10

- 備考 1 竜神小又川共有株は1918年(大正7) $\frac{11.5}{46}$ となり、その評価額は23,000円となっている。しかし、これは1957年(昭和32)売却する。
 2 1912年(大正元)より購入しはじめる竜神小又川340町歩の地上権は1957年(昭和32)切れるが、この時地所とも買い取る。
 3 ○印の山林は現在も所有している。
 4 「資産負債表」・「資産年計表」による。

第5表 塩路家山林の植林状況とその費用

	川上・添ノ川 町	川上・花尻 町	竜神・上道 町	計	植林下刈費用
1897(明治30)	54,044.25	124,477.02	2,511.18		
1902(// 35)	125,400*	47,160*		125,400*	3,670 ^円
1903(// 36)					
1904(// 37)					
1905(// 38)		66,350		66,350	382.50
1906(// 39)			27,200*	27,200	312.08
1907(// 40)			8,700	64,640	468.95
1908(// 41)	55,940				
1909(// 42)	147,105	83,785	1,775	232,665	2662.84
1910(// 43)		113,065		113,065	1909.31
1911(// 44)		92,263		92,263	1435.04
1912(// 45)	39,744	70,885		110,629	3109.63
1913(大正2)	11,050	126,440		137,490	3703.87
1914(// 3)		101,117	2,160	103,277	1933.52
1915(// 4)		69,590		69,590	1648.05
1916(// 5)		41,019		41,019	893.85
計	379,239*	811,674*	39,835*	1,230,748*	22,129.59 ^円

備考 「資産山林台帳」による。

(明治二九)というとき、日清戦争を契機にして材木価格が急騰し、材木問屋は大きな利益を得た時である。塩路家はこの時に得た利益で川上の山林を購入した。はじめこの山林は一族の中川勝平と共有であったが、一九一五年(大正四)には塩路家が中川家の共有分をも買収した。

一九〇二年(明治三五)以降材木問屋業は不振に陥っていたが、一九〇四年(明治三七)二月の日露戦争勃発を契機に、低迷していた材木の価格が上昇して、塩路家も再び隆盛におもむく。明治四〇年代になって美山村川上の植林が急ピッチで進み、一九〇八年(明治四一)からは山林資産評価額も徐々に増大し、一九一一年(明治四四)には一九〇四年(明治三七)の倍になっている。一九一一年(明治四四)までに新たに購入した立木としては、美山村船津に二町歩、川辺町若野に六町歩、竜神村殿垣内地上権五カ所(評価額三〇〇円)、小又川共有株四口半(評価額三六〇〇円)などである。

一九一二年(大正元)と翌年には、今日所有している竜神小又川三一〇町歩の一部の地上権を入手している。地上権の期間は一九〇九年(明治四二)を起年に五〇年間、あるいは樹木一代となっており地代は伐採のとき樹木価格の三割となっている。地上権はその後徐々に拡大して三一〇町歩すべてを入手、地上権の期限の切れる一九五八年(昭和二三)、地所とも買い入れていく。

一九一四年(大正三)には第一次大戦が勃発し、日本の企業活動が活発化する中で材木の需要も増大し、一九一六年(大正五)からは材木の価格も高騰し、材木ブームの中で塩路家は莫大な利益をあげる。そして一九一七年(大正六)には竜神殿垣内小森に三〇町歩の山林を買い入れ、一九一九年(大正八)には竜神殿垣内小口に二〇〇町歩を入手する。この外、購入した山林で短期間のうちに売却していったものも多い。一九一八年(大正七)の主な山林資産評価額の明細を示すと第六表のようになる。

以上のように、塩路家の今日の所有山林である美山村川上の二〇〇町歩、竜神村小又川の三一〇町歩、同村殿垣内小森、小口の二三〇町歩は一九一九年（大正八）までに集積したものである。

三 塩路家材木の搬出と流送

塩路家の資本蓄積は、主に材木問屋の経営によってなされたものである。塩路家の関与した材木の流通過程をみると、まず第一に立木所有者からの立木の購入、第二に伐採、第三に材木の搬出、流送、第四に材木の市場問屋への販売と大きく四つに分けられる。第三の材木の搬出、流送については、それを請け負う仕出人との契約書が四例あるので、まず具体的な材木の搬出、流送の形態をみてみよう。

第一例は、一九〇五年（明治三八）一〇月二十九日付の「材木山出し受負約定証」である。これは材木問屋塩路家と搬出請負人〓仕出人三人との契約である。契約内容は、竜神小又川奥の中ノ河より上流および東ノ河で伐採した材木一一万片〓尺〓一万一〇〇〇本〓一萬四五二〇石を小又

第6表 塩路家1918年（大正7）の主な所有山林面積とその評価額

山林の所在	面積	評価額	備考
川辺町矢田若野	町反畝 7.9.8.	2,794 ^円	薪炭林 戦後売却
〃 〃 入野	1.8.7.	657	
〃 早蘇	51.	15,300	
美山村川上	181.3.6.	21,400	
竜神村下山路	1.1.4.	2,650	1919年（大正8）売却
〃 広井原	10.4.4.	6,200	ほとんど1920年（大正9）売却
〃 小又川地上権	310.	2,500	1919年（大正8）評価額 8,200 ^円
〃 〃 共有地		23,000	〃 34,500 ^円
〃 湯布		3,000	
〃 殿垣内大谷・幸瀬		3,200	
〃 〃 小口・小森		7,000	
美山村般津	12.2.8.	1,842	薪炭林戦後売却

備考 「資産年計表」・「資産山林台帳」による。

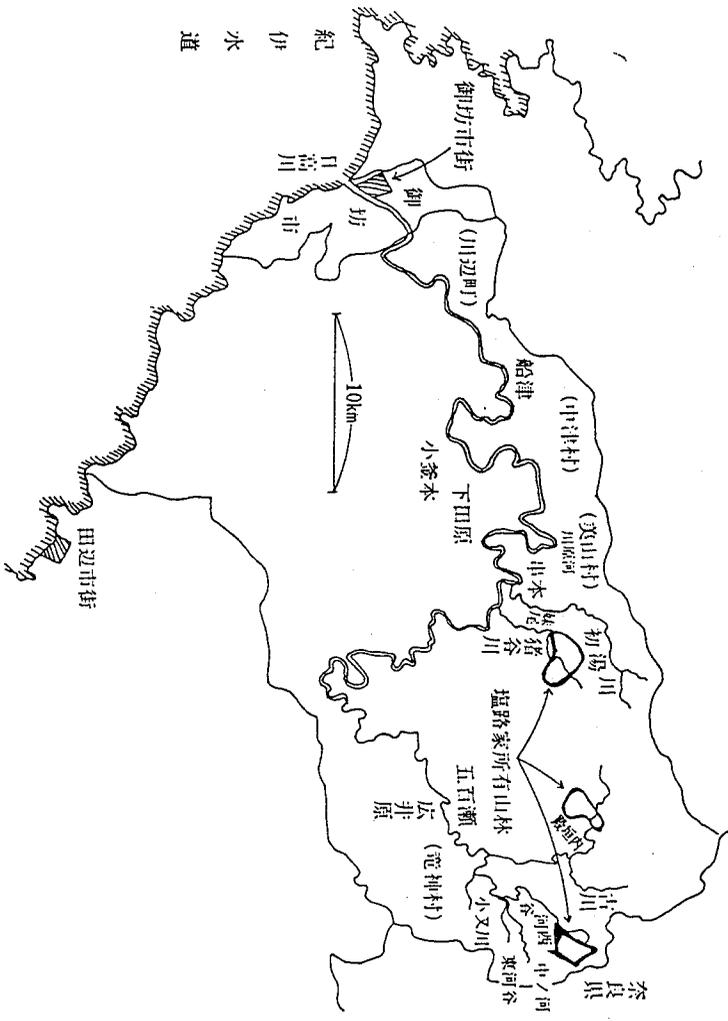


図 日高郡と日高川流域

川川口土場に、一九〇六年（明治三九）九月三〇日までに搬出するというものである。一一万片の材木の搬出は、大規模な事業であり、三人の仕出人がそれぞれ相当の搬出人夫を使って一年かかる。請負賃金は片につき七銭となっており、合計七七〇〇円の搬出費であるが、破損減木が五％程度みこまれるから実質七三一五円の搬出費になる。搬出に要する河の改修・破石、その他にかかる一切の費用は請負者の負担である。搬出料は土場へ搬出した後に勘定して支払うことになっている。途中、臨時に必要な費用が入用の場合、問屋側の監督人の必要と認める範囲内で支払う。材木寸検においては、山元での尺材数から破損もしくは残し木を引き去り、残余の材木に対し賃金計算する。また、仕出人は搬出中、仕出人の「利便」のために問屋側監督の命令することには服従せねばならない。細則については、一九〇六年（明治三九）一月までにさらに協定することになっているが、その細則をみることができず、くわしいことを知ることはできない。

第二例は、一九〇八年（明治四一年）二月四日契約の「材木出し方請負契約証書」である。この契約書によれば材木は竜神の五百原古川山における塩路家の伐木尺メ一万一〇〇〇本で、これを古川口土場所（本川筋）まで搬出するものである。搬出における木馬道および古川谷内川造りの費用は塩路家の負担とし、その他の搬出にかかる一切の費用は仕出人の負担である。搬出期間は、同年旧正月より旧八月までの八か月間であり、材木は四月三〇日までにすべて谷内（本谷筋）へそろえ、八月三〇日までに古川口土場まで運ぶことになっている。搬出人夫は毎日一〇〇人以上使役せねばならない。検尺した伐木尺メ数のうち、三％から七％は搬出による破損（商品とならない材木）として総尺メ数より除去し、残余尺メ数において、尺メ一本に一円の請負賃金となっている。減木の率の決定は、本主側が仕出人の事業の方法と成績を考慮して見込みで決定する。五％の減木とすると、一万四五〇円の搬出費になる。仕出人への搬出賃金の支払いは、二月から七月までに月々、一五〇〇円、八〇〇円、一五〇〇円、一五〇〇円、二三〇〇円、

五〇〇円と支払い、搬出の終了する八月末日に残額精算する。搬出中、仕出人は材木の損傷を防ぐためには木主側監督人の指揮に服従せねばならない。また、仕出人は請負契約の保証金として八〇〇円を木主に支払い、事業終了まで据置いて、万一契約違反をした場合、保証金は木主が没収することになっている。

第三例は、一九〇九年（明治四二）一〇月契約の「材木運材請負契約証書」である。その内容は、川上村（現在美山村に合併）上初湯川妹尾及び添ノ川の伐木尺メ三〇〇〇本を日高川口御坊まで搬出・流送（本川での川狩）する契約である。尺メは長さ一丈四尺を二間、七尺五寸以上を一間とみなして計算することになっている。期間は同年一〇月から翌年三月二〇日までとし、運材賃金は尺メ一本につき一円七〇銭である。その支払い方法は、着手金三〇〇円、本川土場までの谷内の搬出工程を四工程に分け、一工程の搬出が終わるごとに五〇〇円、六〇〇円、六〇〇円、七〇〇円と支払い、その後の流送工程も、串本、川原河、小釜本、船津、御坊までの五工程にわけ、それぞれの工程までの流送が終わるごとに、四〇〇円、二〇〇円、二〇〇円、六〇〇円を支払い、最後の御坊での支払い金額を未定にして調整した。日高川本川を管流でなく筏流にした場合、賃金は尺メ一本につき一円七五銭で、管流より五銭高くしている。材木の山落の時、請負人は木主側の監督人の立ち会いを求め、山内に一本も材木を残してはならないのは勿論のこと、伐木材木を損傷しないよう注意せねばならない。谷内で残木があった場合、木主は尺メ一本につき一円の違約金を請求することができる。御坊までの運材中に生ずる一切の事故および弁償損害金等はすべて請負人の責任である。谷内の出材が終わった材木のうち、沈み重木で流送不可能なものは、木主の承諾を得て一定の場所に揚げ置かねばならない。この場合、谷内出材費として尺メ一本につき一円を支払う。しかし日高川本川を管流でなく筏流にして残木が出た場合の谷内出材費は尺メ一本につき五〇銭である。谷内での出材は、着手の日から毎日四〇人以上の工夫を使用することになっているが、出材期限が守られているならば、木主は人夫の人数に干渉しない。この外、筏を組む時

の用具であるアベ網、アベ筏は木主が無料貸与し、鈚（かすがい）については有料貸与することになっている。仕出人が木主にあずけ置く契約保証金は一〇〇〇円で、契約違反があった場合これは没収され、また精算終了時に請負人に負債が生じた場合はこの保証金で充当し、それが不足の時はもちろん弁済しなければならない。

第四例は、一九〇七年（明治四〇）旧六月一八日契約の「材木管流請負契約証書」である。契約内容は川上村川原河堰より船着村船津までの日高川筋沿岸に漂着している材木尺メ三二〇〇本を船津まで管流によって運び、船津で鈚組筏にして御坊まで流送引き渡すものである。賃金は尺メ一本につき五六銭で、総額一七九二円の事業である。賃金は五回の分割払いで、管流着手時に二五〇円、下田原木尻まで流送終了時に三五〇円、船津まで流送終了時に四〇〇円、御坊浜まで筏組下時に六〇〇円、材木を土場に揚げ、寸検済みの時残額支払いとなっている。運材期限は、船津までを契約日から一八日間、筏組立の期限を五日間、御坊着終了まで六日間としている。干水のため井堰の通過がむつかしく、安全な場所へ繫留する時は期日を延期することがある。漂着材引き込みの時は一本ずつその材の伐判あるいは刻印を確認し、明細に記帳しなくてはならない。流送中出水によって流木となった場合、船津より下流での流木の拾得料は木主が支払い、その他の流木引き込みや筏乗下の費用はすべて請負人の負担となる。筏組立の場合の道具（鈚、綱など）は木主が有料で貸与する。管流中大出水があって、前記区域より上流から材木が流下し、管流中の材木と混同して区別できなくなった場合、この契約は破棄され、請負人が要した実費は木主より支払われるが、請負人の日当は支払われない。このような事態に備えて木主は管流中監督人を出し、流送費用を監査させる。また、木主と仕出人双方が適当と認める監督人の処置命令については、仕出人は服従せねばならない。木主は仕出人が契約に違反した場合、管流中でもこの契約を破棄し他の仕出人に請負わせることができる。この「契約」では、事業規模が小さく、搬出作業もないこともあって、流送における人夫の人数も定められておらず、契約保証金もない。

以上、材木運送に関する四つの契約例をみてきた。第一と第二の例は搬出のみの契約である。日高郡のもっとも奥山である竜神からの伐木の搬出であり、さらにその本数も莫大なもので大規模な搬出事業となっている。一〇〇人にも及ぶ搬出人夫を一一か月ないし八か月使用しており、仕出人はかなりの事業手腕を要求される。第三例は、搬出と流送を請負った契約、第四例は流送のみの契約であるが、いずれも前の二例よりもやや事業規模が小さい。伐木現場から川口までの距離にもよるが、運材過程では搬出作業にもっとも日数、費用がかかる。第四例では筏を組む船着までの川狩(管流)に日数がかかっている。

この四例の運伐契約の特徴は、木主の圧倒的優位性にある。木主は運材過程で監督人を派遣して指揮、監督させているが、運材におけるすべての責任は仕出人にある。運材事業は出水による流木、災害や人夫の作業上の事故などの危険性を持っており、仕出人にとってはかならずしも安全確実な事業ではない。一方、木主は運材を請負にし、さらに契約保証金を得ることによって比較的安全な事業にすることができた。一般的に木主の圧倒的優位性による契約が成立するのは、木主⇨材木問屋が仕出人に搬出・流送の事業費を前貸しすることによる。

四 塩路家の問屋経営と資本の蓄積

塩路家の事業は、材木問屋、肥料商、金融業に分けられる。明治二〇年代には肥料商が塩路家の主要な事業だったと推定されるが、日清戦争を契機に材木業が主になっていった。塩路家の事業を概観するために第七表をみたい。塩路家の山元での立木の購入は、山元の多くの素材業者を通しておこなわれており、彼ら素材業者の立木購入資金の多くは塩路家から貸し付けられた。表上の「山方仕入金」は彼らへの貸付残高である。表に示しえないが、一九〇二年(明治三五)の「山方仕入金」は二一件の貸付合計である。「売掛金」は材木取引による売掛残高である。これも

第7表 塩路家貸方資産

年 月	山方仕入金	役員人賃	売掛金	貸付金	滞貸金	計
年 月	円	円	円	円	円	円
1902(明治35)6	32,551	432	13,718	6,103	9,312	62,416
1903(" 36)5	31,396	655	11,552	2,606	4,280	50,489
1904(" 37)8	22,423	1,940	6,047	1,946	3,909	36,265
1907(" 40)6	56,780		25,000	8,137	1,100	91,017
1908(" 41)6	99,089		13,330	14,280		126,659
1909(" 42)6	57,200		17,776	15,638		90,614
1910(" 43)6	56,220		4,442	32,540		113,202
1911(" 44)6	61,975	1,000	10,080	34,808		106,863
1912(大正元)9	77,079	1,180	7,229	16,700		102,188
1913(" 2)9	120,697	340	9,913	13,198		144,148
1914(" 3)6	83,200		14,200	24,800		122,200
1915(" 4)6	71,300		31,421	28,030		130,751
1918(" 7)3	72,989		31,400	38,780		143,169
1919(" 8)1	108,235		5,502	59,390		173,127

備考 1902-1907年(明治35-40)は「資産負債表」、1908-1919年(明治41-大正8)は「資産年計表」による。

表に示しえないが「売掛金」の内訳から材木の流通をみると、ほぼ九割が阪神方面への送材取引の売掛けで、一割が地元販売の売り掛けである。「貸付金」はいわゆる金融業における貸付残高である。材木問屋が隆盛にむかう一九〇七年(明治四〇)以降、金融業の規模も拡大し、塩路家の事業の中では無視しえないものになっている。「滞貸金」は貸付金、売掛金の滞っているものである。これも表に示していないが、一九〇二年(明治三五)で「滞貸金」の内訳をみると、山方仕入金賃が二八〇五円、金融業の貸金が四一三四円、肥料売掛残金二二七三円とになっている。肥料商は一九〇〇年(明治三三)以降合名会社による共同経営になるから、これは同年以前の取引滞貸金である。さて、それでは材木問屋の経営を中心にみてみたい。

「山方仕入金」を年次にみると、一九〇七年(明治四〇)から急激に増加している。一九〇五・〇六年が欠落しているが、すでに第二表でもみたように、日露戦争を契機に一九〇五年(明治三八)以降の材木価格は徐々に上昇しており、日高郡全体の材木生産高も一九〇五年(明

第8表 塩路家借入金

年次	地方取引借	日高銀行	四三銀行	その他	その他の内訳	計
1902(明治35)	33,629	7,785	25,770			67,184
1903(" 36)	30,184	6,128	29,323	7,500	加島銀行	73,135
1904(" 37)	30,943	7,090	23,516	7,188	" 農工銀行	68,737
1907(" 40)	48,009	4,200	20,600			72,890
1908(" 41)	57,619	3,300	14,900	650	農工銀行	76,469
1909(" 42)	39,669	3,300	7,305	520	"	50,794
1910(" 43)	19,740	7,242	9,200	390	"	36,572
1911(" 44)	2,800	1,620	15,860	260	"	20,540
1912(大正元)	10,174	6,800	13,650	11,192	" 三井銀行	41,716
1913(" 2)	17,200	4,000	18,000	12,000	三井銀行	51,200
1914(" 3)	17,578			37,650	?	55,228
1915(" 4)	7,638		28,500			36,138
1918(" 7)				109,000	第一銀行	109,000
1919(" 8)				29,531	" ① 日高製材所	29,531

備考 1 ①1919年(大正8)日高製材所からの借入金は5,060円の預り金である。

2 「資産負債表」・「資産年計表」による。

治三八)から急増し、一九〇八年(明治四一)には一九〇五年の四倍ちかい生産高となっている。このような需要・供給の増大の中で、塩路家の材木購入も活発化し、その結果山方仕入金貸付残高も飛躍的に増大していった。しかし、一九〇二年(明治三五)から一九〇四年(明治三七)までの塩路家の経営は苦しく、不況の中で借入金にたよっている。「山方仕入金」・「売掛金」・「貸付金」のいずれも一九〇四年までは急激な減少傾向にある。第八表「塩路家借入金」と第七表「塩路家貸方資産」を較べてみると、一九〇二年(明治三五)から一九〇四年(明治三七)までの三年間では借入金総計が貸方資産総計よりも多く、一九〇四年には倍ちかくなっている。借入金が増加してもそれより大きい貸方資産や動産があれば、むしろ経営の拡大とみることもできるが、第九表の動産・不動産(土地を除く)の一九〇二年から一九〇四年までをみてもそれほど大きいものではない。一九〇三年、一九〇四年は、貸方資産総計と動産・不動産(土地を除く)の合計よりも借入金の総計が大きい。塩路家のこの時期

第9表 塩路家の主な動産と不動産——土地を除く——

	木材現品	株 式	製材所出資	会社出資	預 金	手 元 金	米	麦	貸 家	貸 船	計
1902(明治35)	5,144 ^円	588 ^円		3,750 ^円 ①		46 ^円	168 ^円	380 ^円	680 ^円	6,951 ^円	
1903(" 36)	2,452	588		3,750 ^円 ①		168	307	380	730	8,320	
1904(" 37)	25	798		8,750 ^円 ①		317	30	185	700	5,775	
1907(" 40)	6,390	1,375	6,000 ^円	12,500 ^円 ②				20		26,285	
1908(" 41)	13,240	1,375	6,000	12,500					200	33,155	
1909(" 42)	32,500	6,480	3,000	12,000						55,680	
1910(" 43)	1,670	22,530	6,000	12,000				3,200		45,400	
1911(" 44)	4,285	35,025	6,000	12,000 ^円				3,750	120	61,130	
1912(大正元)	20,015	48,106	6,000					4,200	80	78,481	
1913(" 2)	5,348	46,500	6,000			450		5,380		63,678	
1914(" 3)	16,250	59,117	6,000					4,000		85,367	
1915(" 4)	3,460	63,205	6,000					4,000		76,665	
1918(" 7)	153,750	371,791	6,000		10,259 ^円	225		3,400		545,425	
1919(" 8)	55,380	403,111	6,300		9,105	2,083		4,150		480,129	

備考 1 ①日高肥料合名会社、②但馬出資と資料にあるがくわしくはわからない。

2 「資産負債表」・「資産年計表」による。

の経営の不振をみる事ができる。塩路家はこの時期、山林資産とものに示す田畑資産によってようやく信用を保っていたのである。一九〇二年（明治三五）といえば美山村川上に山林一二五町歩を購入し、それ以前に購入した五四町歩とともに植林の途中であり、この資本投下の時期に材木問屋業の不振で苦しい経営を強いられた。しかし、一九〇四年までをどうにか耐えぬいた塩路家は、一九〇五年以降の材木ブームによって再び活況を呈し、問屋業の規模も拡大していく。一九〇一年には貸方資産総計が借入金総計より多くなり、その後も借入金総計は減少していき、一方の貸方資産総計は増大する。一九一八年（大正七）貸方資産総計は一九〇四年（明治三七）の四倍になっている。

「借入金」のうち、「地方取引借」は地元山林地主を中心に材木の取り引き関係にある者からの借入金であるが、その件数は年間五件から五〇件におよぶ。山方仕入金の借用あるいは材木を購入しながら未払いになっているものが主であると推定される。借入先のうち、地元有力山林地主からの借入金では五〇〇〇円をこえる者もいるが、一方では一〇〇〇円に満たない者もいる。材木需要の急増していった一九〇七年から「地方取引借」も多くなり、その比率も高くなった。「地方取引借」の借入金総計に占める率は、一九〇七年六六％、一九〇八年七五％、一九〇九年七八％とこの三年間は特に高い。材木需要の急増で材木購入資金がおいつかず未払いになったものが多いと推定される。総じて塩路家の問屋事業の規模からみて、借入金への依存率は高いとみななければならない。立木の購入資金はそのほとんどを借入金にたよっている。特に一九〇四年まではすべての運転資金は借入金にたよっていた。

明治四〇年代に入って材木問屋としての利益が増大する中で、さらに山林を購入しつづ、一方では株式の購入も積極的に行っていた。第九表「塩路家の主な動産と不動産」のうち、株式の所有評価額をみると、一九〇七年（明治四〇）から急激に増大している。一九〇八年には前年の五倍以上、一九一〇年には前年の三倍半、一九一八年（大正七）には一九一五年の六倍の株式所有評価額である。一九一八年（大正七）の株式所有評価額は約三十七万円となり、

第10表 1918年(大正7)塩路家所有株式内訳

	円
南海鉄道	185,850
日本銀行	73,300
日出紡績	28,080
大日本麦酒	27,870
尼ヶ崎紡績	26,608
日高川水力電気	7,800
日高運送会社	7,482
大阪電燈会社	5,350
四三銀行	4,300
南海酢酸会社	3,996
日本貯蓄銀行	480
日高銀行	475

備考 「資産年計表」による。

第11表 塩路家田畑所有

年次	田畑評価額	田畑面積合計
1902(明治35)	13,507	
1903(" 36)	13,032	
1904(" 37)	9,872	
1907(" 40)	10,382	町反畝歩 4.1.5.10
1908(" 41)	12,459	4.1.5.10
1909(" 42)	17,259	5.7.5.10
1910(" 43)	23,590	7.8.5.10
1911(" 44)	28,728	8.2.0.24
1912(大正元)	36,020	
1913(" 2)	56,610	10.5.3.27
1914(" 3)	58,659	10.8.7.02
1915(" 4)	60,785	10.7.4.12
1918(" 7)	70,074	12.8.5.21
1919(" 8)	99,262	15.7.8.08

備考 1 田畑は1895年(明治28)15町歩あり、年々売却、1909年から逆にふえつづけ1921年(大正10)には20町歩になる。
2 「資産負債表」・「資産年計表」による。

同年の貸方資産総計や動産、あるいは田畑・山林などの不動産よりも大きな資産となっており、これは資産総額から借入金を引きいた純資産の四九%にあたる。塩路家にとって株式はもっとも大きな資産となったのである。第一〇表は一九一八年(大正七)の株式所有評価額の内訳をみたものである。南海鉄道の株式が圧倒的に多く、全株式総額の半額を占めている。南海鉄道の株式は一九一二年(大正元)にはじめて一万三三二円を購入し、一九一五年には二万六一四〇円となり、一九一八年には一挙に一八万五八五〇円を所有するにいたった。地元産業では、日出紡績の株式を二万八〇八〇円所有し、これが三番目に多い株式である。その他の地元株式として、日高川水力電気、日高運送、四三銀行、日高銀行などを所有している。山林と株式取得の状況からもわかるように、塩路家は日清戦争、日露戦争、

第12表 塩路家の総資産

年次	資産総計	借入金	差引	海瀨家出資	中川家出資	純資産
1902(明治35)	94,714	67,184	27,530			27,530
1903(" 36)	79,792	73,135	6,657			6,657
1904(" 37)	68,607	68,737	-130			-130
1907(" 40)	139,255	72,890	66,365	20,000		46,365
1908(" 41)	184,273	76,469	107,804	27,000		80,804
1909(" 42)	183,553	50,794	132,759			132,759
1910(" 43)	187,192	36,572	150,620			150,620
1911(" 44)	235,118	35,410	199,708	1,120	10,120	188,468
1912(大正元)	269,317	41,716	227,601	18,000		209,601
1913(" 2)	321,123	51,200	269,923	10,000	15,000	244,923
1914(" 3)	323,969	55,228	273,741	16,000	10,000	247,741
1915(" 4)	330,941	36,138	294,803	15,000	10,000	269,803
1918(" 7)	863,179	109,000	759,179			759,179
1919(" 8)	894,736	29,531	865,205			865,205

備考 「資産負債表」・「資産年計表」による。

第一次世界大戦を契機にした三度にわたる材木ブームによって莫大な利益を得たのである。

さて、第一一表に不動産のうち所有田畑の評価額とその面積を年次に示した。塩路家の田畑所有面積については、『続日高郡誌』上巻に「土地台帳」に基づいて一八八七年(明治二〇)から一九二八年(昭和三)まですべての年次について表記してある。第一一表と若干異なるが増減の傾向は同じである。『続日高郡誌』では、一八八七年(明治二〇)に約一二町歩所有し、その後少しずつふえつづけて一八九五年には約一五町歩となり、その後は減少しつつづつ、一九〇六年には約四町七反ともっとも少なくなり、その後はまた増加しつつづつ、一九二一年(大正一〇)には約二〇町歩となっている。明治三〇年代後半の所有田畑の減少は塩路家の問屋経営の不振と相応するものである。明治四〇年代になって再び田畑を集積していったのは、余裕金の単なる土地への投資ではない。彦七のあと問屋業を継いだ淳之助は、材木の伐り出しを仕出人の請負制から直営事業にした。そのため多くの搬出

人夫を直接使用するようになり、彼らに一日一人米七合を現物支給せねばならず、大量の米を消費するようになって耕地の集積を再びおこなっていった。ちなみに搬出夫が年間二〇〇日働くとして、一〇〇人の搬出夫を使用すると、年一四〇石を必要とする。これは小作料反当たり一石として一四町歩の田地を必要とすることになる。

第一二表は塩路家の総資産をみたものである。表に海瀬家出資、中川家出資とあるのは、共有山林の植林出資か立木の共同購入とおもわれる。海瀬家は有田郡における一万町歩の山林所有者である。中川家は一族の中川勝平家で、川上の山林は最初この中川家と共有しており、一九一五年(大正四)に塩路家が中川家共有分をも買収したことは前述した。さて、純資産をみると一九〇三年(明治三六)には急減し七〇〇〇円に満たない。この年の田畑、山林の不動産評価総額が二万一〇〇〇円もありながら純資産が七〇〇〇円に満たないのは、不動産の多くは抵当に入っている状態とみなければならぬ。一九〇四年(明治三七)の純資産はマイナスになっている。これは貸方資産・動産・不動産の評価総額よりも借入金の方が多いことを示す。この年、塩路家の問屋経営はもつとも危機に陥った。しかし日露戦争を契機に再び隆盛にむかい、一九〇七年(明治四〇)には純資産をいっきよに四万円代にのせ、以後一九一三年(大正二)までは毎年二万円から五万円ずつ純資産をふやしている。さらに第一次大戦を契機にして一九一五年(大正四)から一九一八年(大正七)の間に純資産は二七万円から七六万へと四九万円の飛躍的増大を示した。この莫大な利潤の多くは株式へ投資されたが、一九一九年(大正八)には竜神村殿垣内小口に二〇〇町歩の山林を購入した。こうして塩路家は一九一九年、今日の七三〇町歩の大山林地主¹林業家としての基盤を確固たるものにした。

(1) 阿部正昭著『大山林地主の成立』は大山林地主の成立過程を実証的に研究した数少ない著書である。笠井恭悦著『林野制度の発展と山村経済』では大山林地主と木材問屋の関係で大いに参照させていただいた。金原治山治水財団発刊の『金原

明善』全三巻は資料篇を含め近代山林地主の研究の好書である。

- (2) 萩野敏雄「戦前期における新宮材経済史」(徳川林政史研究所『研究紀要』一九七五年度)は新宮木材史にくわしい。
- (3) 南清彦「木炭の生産及び流通構造」(『経済理論』四七、四八)は備長炭の精緻な研究である。
- (4) 北川泉編著『日本林業成熟化の道』は日高林業についての本格的研究論文が掲載されている唯一のものである。特に有木純善氏の論文は参照させていただいた。

(5) 谷口恒一『紀州日高地方における地主制資料』。

(6) 塩路良一家所蔵文書。以下ことわらないかぎり塩路家の文書である。

(7) 藤田貞一郎『近世経済思想の研究』。

(8) 日高郡町村会編『続日高郡誌』。

(9) 同右。

〔付記〕 本稿作成にあたり、山林地主塩路永二氏、林業経営にあたっておられる塩路株式会社社長塩路良一氏には資料の提供、山林への案内等多大の御好意を得た。また、広島大学有元正雄先生には成稿後、原稿に目を通していただいて種々御教示をいただいた。記して謝したい。

史学研究
五十周年
記念論叢
日本編

定価 八、〇〇〇円

一九八〇年一〇月一日 発行

編者 広島史学研究會

発行者 福武哲彦

印刷 牟禮印刷株式会社

製本 日宝綜合製本株式会社

発行所 株式会社 福武書店

郵便番号 七〇〇

岡山市番町一丁目一〇一三

電話 〇八六二一六六一〇〇〇

振替 岡山五六八七番